

日本銀行金融研究所アーカイブ活動報告（令和元年度）

I 概況

日本銀行金融研究所アーカイブは、「公文書等の管理に関する法律」（平成 21 年法律第 66 号、以下「公文書管理法」という。）および同法施行令に基づき内閣総理大臣から「国立公文書館等」としての指定を受け、歴史的公文の収集、保存に関する業務および利用請求への対応を行っている¹。

II 主な活動実績

1. 歴史的公文の受入・保存の状況

(1)受入・整理

令和元年度は、日本銀行内の各部署等から 2,297 冊の歴史的公文を受入れた。このほか、寄贈資料についても整理・受入を進め、令和元年度末時点における目録掲載冊数は、104,055 冊となった。

(2)保存に関する取り組み

明治・大正期に作成された紙資料を中心に、劣化が著しい資料等 295 冊について保存措置（修復、複製マイクロフィルムの作成およびデジタル版の作成等）を実施した。

このほか、令和元年度に受入れた歴史的公文を中心に、中性紙保存箱への収容を進めた。

2. 歴史的公文の利用状況

(1)利用請求および利用決定等

一般からの利用請求を 98 件受け、前年度請求分を含め、利用決定等を 110 件行った。利用決定等の内訳は、下表（次頁）のとおりであった。

¹ 公文書管理法の下で定められた「特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関するガイドライン」（平成 23 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定）を踏まえ、日本銀行金融研究所アーカイブでは「日本銀行金融研究所アーカイブ利用等規則」を制定し、これに基づいて運営している。

利用請求および利用決定等の状況（令和元年度中）

(件)

利用請求	98
利用決定等	110
全部利用決定	97
一部利用決定	13
利用不可	0
延長をしなかったもの（30日以内に利用決定したもの）	104
30日以内の延長を行ったもの	6
特例延長を行ったもの	0
取下げ	0
処理中（年度末時点）	6

(2)利用状況

一般の利用については、利用者がアーカイブ閲覧室において閲覧したものが51件、写しの交付による利用が95件であった。

また、日本銀行内における業務利用²の件数は2,540件であった。

(3)利用促進に係る取り組み

アーカイブホームページ内に、利便性向上を企図してデジタルアーカイブを開設した。

3. アーカイブ所蔵資料を用いた展示

日本銀行金融研究所貨幣博物館において、「アーカイブの仕事」コーナーを設置し、日本銀行定款や帳簿、本店建物等の写真を掲載したパネル、日本銀行営業免状等のレプリカを常設展示しているほか、辰野金吾没後100年特別展「辰野金吾と日本銀行ー日本近代建築のパイオニアー」（2019年9月21日～12月8日開催）において、辰野金吾による日本銀行本館建築に関する資料の展示を行った。また、日本銀行旧小樽支店金融資料館および日本銀行本店見学ルートの常設展示において、アーカイブ所蔵資料を用いて作成したパネルの展示を行っている。

以上

² 日本銀行金融研究所アーカイブでは、移管元が日本銀行内の各部署であることから、行内の各部署による業務利用が、公文書管理法第24条における「移管元行政機関等による利用」に相当するものと整理している。